

2023（令和5）年度 第1回檀原市人権審議会会議録

日 時：2023（令和5）年10月30日（月） 午後2時00分～午後4時10分

場 所：檀原市分庁舎（ミグランス）4階 コンベンションルーム

出席委員：上田 くによし委員、上田 剛委員、小川 栄委員、奥田 茂委員、加護 善三委員、
鄭 順子委員、寺前 耕一委員、野島 佳枝委員、堀 智晴委員、楨尾 悟委員、
松本 初代委員、森下 みやこ委員、森田 英嗣委員、山本 邦彦委員、吉岡 眞委員
吉田 孝直委員、吉田 浩巳委員（17名）

欠席委員：葛井 潔委員、島本 太香子委員、藤谷 伊久夫委員（3名）

出席者：松南副市長、戸田企画戦略部長、細川企画戦略部副部長、
清水企画政策課長、竹村人事課長、
辻本人権政策課長・飛騨コミュニティセンター所長・大久保コミュニティセンター所長、
吉住市民窓口課長、村井田地域振興課長、門長こども政策課長、岩本こども未来課長、
大鳥子ども家庭相談室長、日和健康増進課長、上田福祉総務課長、北場障がい福祉課長、
樋上長寿介護課長、今北公園緑地景観課長、奥建設管理課長、鶴田学校教育課長、
吉田人権・地域教育課長、奥村図書館長、布上こども発達支援課長、
森選挙管理委員会事務局長

事務局：中谷人権政策課長補佐、増田統括調整員、小西主査、大口相談員
古井飛騨コミュニティセンター所長補佐、岩谷大久保コミュニティセンター所長補佐

傍聴者：なし

議 題：

「2023（令和5）年度版 檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画（案）」について

（司会）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは、ここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

（人権審議会委員紹介）

本日は市側より、副市長及び檀原市人権問題啓発推進本部企画委員会の関係課長等も出席しております。

それではここで、人権審議会の開会に当たり、檀原市副市長の松南宏次よりご挨拶申し上げます。

(副市長)

本日はご多忙の中、檀原市人権審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また平素から市政の推進に格別のご支援を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日は人権審議会ということで、市の各種人権施策の課題につきまして評価をいただきたいと思っております。今なお残る部落差別を始め最近ではインターネットを使った差別事象の他、感染症に関する人権侵害など、人権問題が複雑化している現状がございます。このような状況の中で市が実施している取り組みがきちんと時期に合ったものかどうか、また、もっとこうした方がいいのではないかとといった視点も含めて幅広くご意見をいただきたいと思っております。しっかりと振り返りを実施しながらPDCAサイクルを回していきたいと思っております。

また本日はいただいたご意見を踏まえながら、皆様とともに差別のないより良い社会の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(司会)

副市長ありがとうございました。

では次に、本日配付しております資料等について確認をお願いいたします。

- ・本審議会次第
- ・資料Ⅰ「檀原市人権施策に関する事業実施報告および事業実施計画(案)」
- ・檀原市人権審議会委員名簿
- ・報告資料「差別問い合わせ事象について」
- ・報告資料「檀原市ふれあいセンター条例の一部改正について」

の以上でございます。なお、資料の不足や落丁等ございましたらお申し付けください。

本日の出席17名、欠席3名でございますので、「檀原市人権審議会規則」第5条第2項に基づき、「出席者の過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から令和5年度第1回人権審議会を開会いたします。

また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会および会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか？

(『異議なし』の声)

「異議なし」ということで、公開をさせていただきます。また、当審議会は会議録を作成するため、音声を録音させていただいております。なお、本日傍聴希望の方はおられません。

それでは、これより案件に入ります。

今回は令和4年12月1日に新たに人権審議会委員を委嘱させていただいて、初めての審議会となります。檀原市人権審議会規則第4条第1項により、「審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める」と規定されておりますので、会長及び副会長を選任したいと存じますが、委員の皆様、ご意見ございますか。

(『事務局一任』の声)

ありがとうございます。ただいま事務局一任のご意見をいただきました。

事務局といたしましては、従来に引き続き、会長を森田委員に、副会長を葛井委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(『異議なし』の声)

それでは、会長を森田委員、副会長を葛井委員にお願いします。会長、お席のご移動をお願いいたします。

それでは、檀原市人権審議会規則第5条第1項により、「会長が議長となる」と規定されておりますので、以降の進行は、会長をお願いいたします。

(会長)

ただ今の改選で会長に就任いたしました。よろしくをお願いいたします。

本審議会は人権が尊重される社会に必要な施策や、その推進に関する重要事項について審議することになります。微力ながら皆様と共に、豊かな人権文化に満ちた檀原市の実現を目指して力を尽くしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは早速ですが議題に入ります。「檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」として事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【事務局より説明】

(会長)

資料については事前に委員の皆様にはお配りしているところです。今は前半部分の変更があった部分についてご説明いただいたところです。

この会議の終了は16時を考えておまして、最後の方に報告事項もありますので、今ご説明いただいた報告書案につきましてもご議論いただくんですけども、15時40分位までにとりまとめたいと思っていますのでございます。

委員の皆様たくさんご意見等あると思います。たくさん委員の皆様ご参加いただいておりますので、ご意見ご質問等いただきたいと思います。まず前半の文章の部分ですね、1ページから15ページまでご質問ご意見ある委員の方は挙手をお願いいたします。

(委員)

文章がどうこうではないんですが、今、説明された中でちょっと認識を持ってほしいなと思った点がありますので、その点だけ先に伝えさせていただきます。

11ページの現在「40カ国、1,388人の外国籍の市民」というところ、外国人っていうふうにおっしゃったんですね。外国人の認識と、外国籍の市民とはちょっと違うんですね。そこをねしっかりと持ってもらわないと、いけないと思うんですね。

それは言い間違えられたのかもわからないんですが、12ページの9行目「国際理解を深めることに加え、外国人市民」とありますね。外国人市民と書くのと、外国籍の市民と書くのではちょっと違うんです。檀原市は外国人市民を入れていくということは、国際結婚をして、ダブルである子たちも入っているんです。日本国籍です。日本国籍を持っている子も、でもそれは学校教育とかいろんなところでいろんな取り組みがあったからこそ、外国人支援が見えてきたんですね。そこをしっかりと檀原市は伝えると思うので、その辺もしっかりと認識を持って対応していただけたらなと思っておりましたので報告しました。

(会長)

ありがとうございました。この外国人と外国籍という言葉です。

(事務局)

先ほどご指摘のあった11ページ「1388人の外国籍の市民」について、81ページの資料にも「外国籍」と書いております。こちら言葉の説明も外国籍というつもりでありましたので、外国人と言い間違えてたというのが、今の結論になります。

(会長)

その他いかがでしょうか？

(委員)

6ページの「全国部落調査・復刻版」の発行、販売について若干報告させてください。

去年の11月に部落解放研究全国集会が鳥取県でありました。示現舎というところが発行を計画しているんです。解放同盟も頑張ってますね、出版差し止めとネット情報の削除を裁判で争っているんですけど、ネットでね、いろんな工作をしてるということで、名鑑を販売するのが目的なんです。会社としても会社に売りつけるということが実際行われているという報告を受けました。

その中でインターネットで檀原市でどうなのか見てみたら、全く実態とは違ふと。いかにもいいかげんなものだというのがわかりました。お金儲け、売りつけるのが目的で、いちごっこみたいな形で、なかなか捕らえられないのが実態です。

これを利用してる方々もおるということをまず知っていただきたいということで、今日報告させていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございます。そういった報告があったということでした。

(委員)

10ページの「障がいのある人」のところ、真ん中辺りからです。本市ではということで先ほどもご説明がありましたけれども、障がい者福祉基本計画を策定して、今、実行中です。ところで、「障害者権利条約」を日本は批准しているので条約を守るということは当然なんですけれども、批准した国がどこまで取り組んだかということ国は国連の障害者権利委員会に報告しなければいけません。もちろん日本もそうしています。そこでコロナで延期されていたのが落ち着いたので、昨年8月22日、23日に建設的対話という審査がスイスのジュネーブで行われました。そして9月9日には国連障害者権利委員会から日本政府に対して勧告が出されました。

内容はもう省きますけれども、重要な指摘です。日本の取り組むべき課題がしっかりと指摘されました。

今はこの7年間の長期計画を策定して、施策を進めているとしても、昨年の国連の障害者権利委員会からの勧告を踏まえて、それを檀原市としても前向きに受けとめて取り組んでいくということをぜひしていただきたい。そういう認識が大事だと思います。

私個人は檀原人権ネットワークの会員ですがけれども、先ほどもありましたように、障がいのある人の人権というのであれば、障がいのある人はひとりの人間として、普通にみんなの中で生きていくということは障がい者だけの問題ではないわけです。

国連の勧告は非常に素晴らしかったと思います。それをすぐ実施するのは困難な面もあります。現実

は甘くないということも認識していますけれども、その理念・理想に向かって、檀原市は日本の他の市町村に負けないで先頭を歩いてほしいなというふうに思っております。以上です。

(会長)

今の委員のご発言は、本文の中に勧告を盛り込んでどうかというご提案と理解してよろしいでしょうか？

(委員)

はい。それで結構です。

(会長)

昨年の9月9日、国連の勧告について、ここで文書を作るのではなく、修正があれば後程ご報告いただくという形で良いと思います。

(事務局)

今の国連の勧告についてなんですけれども、まだ詳しく確認しておりませんので、内容を確認して検討させてもらいたと思います。また入れるとなった場合に、また委員の皆様にもこのように入れましたということでお示しさせていただきたいと思います。

(会長)

会長一任させていただいて、文書については事務局と、入れる場合はですね、確認させていただいて、それで良い方のかたちを取らせていただきたいと思います。

(委員)

はい、実現性のある取り組みをしてほしいと、その趣旨がここに書き込まれていたらよいと思います。

(委員)

9ページ「教育相談体制の充実」というところなんですけど、そこの3行目にスクールカウンセラーの配置って書いてあるんですけども、今現在配置はどれだけの数字になってるか、数字は提示してもらえないでしょうか？

(学校教育課長)

スクールカウンセラーの配置ですけれども、現在、万葉ホールにあります虹の広場に2名配置しております。

学校につきましては、スクールカウンセラーは県の方から配置されておまして、市のカウンセラーは現在配置できてない状況です。以上です。

(委員)

県の数字を教えてください。

(学校教育課長)

少々お待ちいただけますでしょうか、確認します。

(委員)

12 ページ、真ん中ぐらい、「近年急速な発展のみられるデジタルデバイス等を使用した通訳手段をとることで、より多様な言語に対応できるよう努めています」とありますが、具体的にはどこの課でどういう形で、どういう風な取り組みを現在されているのかお伺いしたいです。

急に外国の方が増えてきたのは、研修生だけじゃなくて留学生も、私共のところでも 200 人ぐらいで、もう 1 個のところでも 100 人ぐらい。来年の 4 月にまた新しくネパールとか東南アジアとか 200 人ぐらい、檀原市に新しく来られてすぐは混乱しますのでそういうこともありまして、ちょっと取り組み状況について教えていただけたらと思いました。

(企画政策課長)

ただいまご質問のデジタルデバイスですが、こちら現在、市役所窓口課が集中しておりますミグランス、具体的には 1 階の市民窓口課と 3 階の市民税課、それぞれにポケトークと通訳者が画面に出てくるタブレット、こちらの方を 1 台ずつですので、ポケトーク計 2 台、タブレット計 2 台を配置しております。これはその課だけが使うのではなく他の課が必要であれば、そちらの方から持って行ってくださいということで市内の方には周知させていただいております。こういったところで使うのかというところですけども、今までも外国人の方が転入してこられたときに、大体言葉がわかる方が一緒に来られることもあるんですが、全く日本語がわからない方がお一人でいらっしゃる場合もございます。そういったときに、職員が自分のスマートフォンの翻訳アプリを使って対応したりであるとか、身振り手振りジェスチャーとか、筆談で対応したってということもございました。

今現在なんですけれども、市民税課の方で窓口対応に使用したり、子ども総合支援センターですね、お母さんが発達の方に問題のあるお子さんのことで相談に来られて、職員の方が病院に一緒に行って、医師にご相談、診断を受ける際、その際にポケトークの方を持って行きまして、非常に役立ちましたっていうような喜びの声っていうのはいただいております。

今年度からなんですけど、市内には今、活用してくださいねっていう周知はしてるんですけど、まだ十分に活用できているという状態ではございませんので、コロナも規制緩和されて、外国の方も檀原市にたくさん入ってこられておりますので、令和 4 年の 4 月から比べると、約 500 名、外国人の住民さんが増えております。これらの対応の方に備え、今後も対応していきたいと考えております。以上でございます。

(委員)

今の状況を外国の方に周知をさせてもらいたいと思います。

(会長)

特にこの文章を変更というようなことではないですね。

(学校教育課長)

先ほどのスクールカウンセラーの配置について、説明します。県のスクールカウンセラーですが、計 7 名配置されております。小学校に 1 名、中学校には 1 校 1 名で 6 名。スクールカウンセラーによって月 1 回ないし隔週 1 回のカウンセラーがおります。以上です。

(委員)

檀原市人権教育研究会会長を務めております。先ほどの国連の勧告ですけども、この場で言うべきかどうか迷ったんですけども、学校現場において、インクルーシブとは逆行をするような取り組みをさ

せられているのが現状です。というのは、2022年、昨年4月27日、文部科学省の方から通知が送られました。「特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時間数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと」と出ております。

子どもによっては別室で指導するってということが有効なお子さんもいますし、私は桜井におりましたけども、ある子どもは、発達が2歳でもすごく周りを見てるんですね。言葉がでません。「あーうー」しか言ってないです。ただ、小学校に来て、あるいは保育所に行ってから周りの子どもたちがすることを見ながら、最初は本当に着替えとかできなかった子が、周りの子がしてることをやろう、見てやろうというふうな気持ちで、すごくその子は、一緒にいるということ成長しているそういう子もいます。

この通知を受けて、保護者懇談を開いたら、多くの保護者さんに涙ながら訴えられたというのが現状です。

原則、週の授業時間数の半分以上を特別支援学級に在籍することという文科省からの通知に関しては、非常に残念な状況であるということを知ってください。以上です。

(委員)

国連の勧告では、先ほど言われました4.27通知を撤回しなさいと勧告を出しました。私もいろいろな考え方や子どもの現状は違うにしろ、一律に半数の時間を別に特別支援学級に居て指導を受けなさいというようなことを、通知のような形で出す発想は、教育的では全くありません。国連の権利委員会は勧告で通知を撤回しなさいと言いました。そして1週間後に前文部科学大臣は撤回しませんと答えました。今改めて各自治体なり学校なりの地道な取り組みが問われているのだと思います。

(会長)

これについては、議事録残して、皆さん確認できるというのが大事なかなと思います。

(委員)

一点だけもし追加いただけるようでしたらお願いしたい点があります。8ページの子どもの関係のところです。2段落目「特に子どもの生命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たない状況にあります」というような一般的な形で記載があるんですけども、今年の6月に檀原市在住の4歳の女の子が亡くなったという事象が発生しておりまして、児童虐待と疑われるような案件がありました。

これに関しまして、やはり檀原市在住のお子さんということで本市としても重く受け止める必要があるというふうに考えますので、その点今後刑事事件ですとか検証とかが行われていく中で、なかなか具体的な内容を記載するのは難しいのかもしれませんが、その辺を檀原市としては重く受け止めるというのはニュアンスが伝わるような内容にさせていただかないかという点と、それから児童虐待防止対策充実とあるんですけども、これに関しましても、見直してすとか、こういったところを修正しないといけないのかという点が含まれる方がいいのではないかなというふうに考えました。以上です。

(会長)

檀原市も重く受け止めていますというようなニュアンスはあったらいいんじゃないかなと僕も思います。ぜひ、どうでしょう。文言の修正、何か具体的な案はありますか？

(委員)

具体的な手法はまだちょっと持ち合わせてないですけども、子どもの権利が奪われるということで、本市においてもとかいうのを一言つけていただく。あと8ページの下の方の丸のところ児童虐待防止の充

実だけではなくて見直しも含めて検討していただくというニュアンスが伝わるように見直すというような文言を追加していただけたらいいんじゃないかなと。

一番の最後の「○児童虐待防止対策の充実」というタイトルまで修正いただく必要ないですけど、内容に関して、おそらくそういう重い事象が起きたことに関する内部的な見直しをしていただくとか、検証していただくっていうことを少し加筆していただき、その上で充実を図っていただくような内容の方がいいんじゃないかなと思います。

これから検証とか調査を進められる中で、具体的な内容は書きにくいのかなと思うんですけども。

(会長)

どうでしょうかね。気持ちはよくわかります。充実していくんだという心意気が見えるような文章になっていたらという、その程度でよろしいでしょうか。具体的には書き込みにくいと思うので。事務局いかがですか。

(人権政策課長)

本当に今年起きました事象については我々職員も心を痛めておるところは事実でございます。それで今回この報告書の中にもう少し重みを持たせて記述をしたらどうかということで、貴重なご意見を頂戴いたしましたところです。

そしてこの事象なんですけども個別事案、それと調査中の事案ということになりますのでやはり具体的に書くというのは、会長お述べの通り少し無理があるところでもありますけれども、我々の思いも含めまして2度とこのような事案は起こさないということも含めて重みを持たせて記述するということは十分考えられるのではないかと考えております。よろしくをお願いします。

(会長)

少し検討させていただいて、その結果をお知らせしますのでよろしくをお願いします。

それではちょっと急ぐようですがこの部分を含めてですけれども、14ページ以降続きまして、統計資料も含めていただいていた方がいいかなと思います。

(委員)

審議会委員の皆様には、大変ご苦勞さまでございます。まず、亀田市長には、公務欠席とのことですが、この度の再選おめでとうでございます。今後も人権行政を亀田市政の「肝」として中心に据えていただきますようお願い申し上げます。

私からは部落問題を中心に人権問題全般について意見を申し上げます。少しのお時間をいただきます。

今年の夏、「国連ビジネスと人権の作業部会」が12日間の訪日調査を終え、8月4日、ミッション終了ステートメント、いわゆる声明を出しました。多くは語りませんが、「日本におけるビジネスと人権の概要」について、「人権を保護する国家の義務」と「人権を尊重する企業の責任」、そして「救済へのアクセス」を細かく捉えています。また、リスクにさらされているステークホルダー、利害関係者の集団として、「女性」、「LGBTQI+」、「障がい者」、「先住民族」、「労働組合」があり、「部落」も取り上げられていました。部落問題が国連の人種差別撤廃委員会で取り上げられたのは承知していますが、世界的に部落差別という概念がない中で、この今回のこの「ビジネスと人権の作業部会」の声明にも盛り込まれていたところです。なお、マスコミで話題となっていた元ジャニーズ事務所の社長による性加害についても、「メディアとエンターテインメント業界」としてまとめてあり、企業は、モラルや社会性があってこそその営利だと改めて感じたところです。

この作業部会は、さらに情報を収集し、日本における人権の保護と尊重を強化する取り組みを図るた

め、最終の報告書は来年 2024 年 6 月に人権理事会に提出する予定です。ちなみに日本は、先の 10 月 10 日、国連人権理事会理事国に選出されました。

そして 2015 年に採択した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、この「ビジネスと人権」と表裏一体。人権問題でもある「SDGs17 の目標」は、折り返しの年を過ぎました。日本での達成率は、今年 6 月現在、世界で 21 位、特に今日の資料によると、ジェンダーギャップは 125 位のように、その達成は危ぶまれています。私たち一人ひとりが、変わらなければと思っていますが、かくいう私も、女性やジェンダーの問題で娘から注意を受けます。日々頭を打ちながら、今日は委員として出席されている檀原人権ネットワークの堀代表からも、障がい者問題などを指導いただいております。今日をご参加される審議会委員の皆様は、各種人権団体の指導者や市議会議員等の先生方、司法に携わる先生など、人権問題の識者の方です。これからも部落差別を含むあらゆる人権問題の解決に向けて、皆さんのお口添えを賜りたく願いますとあります。

檀原市においては、昨年春の組織改革で、読んで字のごとく、戦略的な組織、企画戦略部に配置された人権政策課や企業内人権教育推進協議会を担当する魅力創造部地域振興課があり、世界的な潮流である人権の行政リーダーとして活躍が期待されます。労働人口が激減する中、企業の障がい者雇用を含む多様性を受け入れる体制は待ったなしです。財政厳しい折ではありますが、その予算措置も求められるところです。特に、市議会議員、行政の皆さんには、力を貸してください。お願い申し上げます。

また、先の 10 月 21 日夕刻、NHK の NET ニュースで、檀原市内の個人情報流出した可能性があると配信されておりました。情報によると、市が発注した個人情報を扱う業務で、NTT 西日本の子会社、NTT ビジネスソリューションズの元派遣会社社員が 2013 年と 2014 年の 2 年、およそ 4000 件の市内の個人情報を不正に流出させた可能性があるとのこと。すでに警察当局が捜査中のようで、檀原市では、「情報が悪用されたケースは確認されていない」としています。詳細は把握できませんが、そもそも個人情報をなぜ抜き取るのか、当たり前ですが、「私腹を肥やしたい」と考えるのが一般的です。名簿を元に本人が直接、新たな犯罪を犯すというより、名簿屋などに転売したことも否定はできません。不安を煽るわけではありませんが、スマートフォンなど、携帯コンピュータの普及でマスコミを賑わせた、皆さんご存じのフィリピンやカンボジアなどの外国へ送信することも可能です。先に申し上げた、国連の声明などでもあったように、日本では社会の多様化と、科学技術の進化が法も含めた先進国の流れに追いついていないように感じます。恥ずかしながら、私はスマートフォンも十分に扱えないレベル。その私も万のつく件数のデータから、何千件余りを抽出し、郵送できるまでの作業を何回も行った経験があります。もちろん今回のデータ抽出は技術を要するものかと思われそうですが、なぜ外注なのか、例えば専門家にしかできない、職員さんの労働条件やライフワークバランスに係る取り決め、等々の理由があるでしょう。ただ、事は重大な案件、事件であり、そしてその業務は毎年の通常業務でもあると聞いています。全庁挙げて取り組む姿勢を「檀原市人権問題啓発推進本部」で議論され、再発防止に努められることを切望します。

そのような中、昨年も申し上げましたが、檀原市では、檀原人権ネットワークの要望でステップアップした制度、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」があり、お手持ちの人権政策に関する実施報告、45 ページでは、A 評価をいただいております。まだまだ改善の余地もあると捉えていますが、そういった意味からも、たくさんの皆さんの登録申請をお願いする次第です。申請はミグランス I 階の市民窓口課 2 番窓口において、手数料は必要ありません。また、檀原市の住民である限り申請後の有効期限もありません。審議会委員皆様のご理解とロコミでの申請依頼をお願い申し上げます。

最後に一点報告申し上げます。

檀原市では部落差別とその周辺地区の歴史について、大久保町内にある「おおくぼまちづくり館」で詳しく展示しています。この事業実施報告、44 ページには、コロナウイルス感染の不安で来館者が減り、C 評価となっておりますが、この度、千葉県佐倉市にある国立歴史民俗博物館が 2026 年のリニュー

アルに伴う展示内容の変更で、この「おおくぼまちづくり館」が紹介する歴史の展示が決まり、先の9月末に関係者と打ち合わせを行いました。檀原市が20年余りご支援いただいたことに感謝し、維持管理に努めた保存会も独自の展示内容が国立博物館に展示されることを、誇りに思っています。これからも企画戦略部はもちろん、皆様のご支援をお願い申し上げる次第です。今日は審議会委員の皆さんに改めてご報告をし、おおくぼまちづくり館へのご来館を期待するところであります。

以上、人権問題について、国連の動きと檀原市の人権行政の今を、私の考えの一端を報告、そしてお願いをし、意見としました。

(会長)

ありがとうございました。

全体的なところも含めて、大事なご指摘をいただいたかと思います。ぜひ議事録にも載せていただいて、市民の方にも知ってもらうことが必要だかと思いました。特に報告書について修正が必要だということはございませんか。よろしいですか。はい、わかりました。ありがとうございました。そのようにさせていただければと思います。

(人権政策課長)

ただいま委員から貴重なご意見を頂戴いたしまして、檀原市といたしましての考えを少し述べさせていただきます。

まず、今日のキーワードとして挙げるのはやはり、ダイバーシティ、インクルージョンというところじゃないかと思っております。ダイバーシティは多様性を意味しまして、インクルージョンは包括という意味だと考えております。その中では人種、性別、国籍、障がいの有無また年齢、価値観などにとらわれず、受容し、多種多様な価値観や違った考え方を持つ人、一人ひとりの能力やスキルが認められて、組織の中で個人が生かされる社会の創造と理解しておるわけでありまして。檀原市といたしましては、やはり今後、ダイバーシティ、インクルージョンにつきまして積極的に推進していけたらと思っております。本当に今日は貴重なご意見を頂戴いたしたと思っております。

それと二つ目といたしまして、ジェンダーギャップのお話をいただいております。おっしゃるように、ジェンダーギャップ指数ですけれども、2023年で146カ国のうち125位ということで、日本がランク付けされております。4項目の内、健康と教育については世界でも上位であると理解しております。やはり政治の部分や、経済の部分について女性の進出が他国に比べて少し順位を下げておる要件であるかと理解しております。

そのところで令和7年なんですけれども、檀原市では日本女性会議という全国レベルの会議を開催する運びとなっております。その中で女性の就業の可能性がメインテーマになるかと思っておりますけれども、女性の可能性についても全国に向けて発信したいと思っております。

それと個人情報についてお話をいただいたところでありますけれども、こちらも担当課からプレスリリースが流れておりましたのでそちらを確認しております。国民健康保険の特定健康診断における業務を委託しておいたNTTの子会社の元社員がクライアントからお預かりした個人情報、全国で約900万件不正に流出させたということで事件になっております。

そして委員お述べの通りなんですけれども、檀原市におきましては幸いのところ現在において被害は確認されていないというところで、警察もそのようにお答えをいただいております。しかしながら本市においては、約4000件の個人情報の流出した可能性があったというところで、非常に重く受け止めなければならないのかなと思っております。

また檀原市以外でも全国でも福岡県で同じ事案の中で約14万件、沖縄県では約6万6000件、千葉市で約5万件、合計全国で20を超える自治体の個人情報の流出被害があったということで聞いており

ます。そして今回の事案を考えた中で、各自治体としては適切に契約行為を行い、社会的信用性のある当該企業に個人情報をお預かりし、社会的責任は当然当該事業者が負うことになろうかと思いますが、我々市といたしましてやはり市民の皆様の個人情報をお預かりするということは、市民皆様の人権をお預かりするということと同義だと思っております。職員の意識の向上や、コンプライアンスの更なる向上に尽力したいと思っております。

それと本人通知制度についても少し述べられておりました。市民窓口課で担当しておりますけれども、非常に今年度に入りまして積極的に周知に尽力しているというところで、我々も市民窓口課には感謝しております。

それと最後になりますけれども、おおくぼまちづくり館について触れていただいていたと思います。我々も人権啓発の発信の拠点だというように把握しておりまして、また地域交流の拠点ということも含めて、今後ますます市としましても発展させていけたらと考えております。すいません非常に長くなって申し訳ございません。発言いただきました内容についてお答えさせていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございました。委員の発言に対して、市の方からご説明いただきました。それでは今の件に関わってもかまいませんし、他のことでも。

(委員)

すいません、教えてください。78 ページなんですけれども、子どもの欄の資料（国・奈良県・県下市町村の児童虐待相談件数）です。どういうふうに理解しているのかわからないので、下の欄の国の人数、それから県の人数、県下の市町村の人数、市町村が県より多くなるのはどういうことですか。この数字の表し方がちょっとわかりませんので教えてください。

それから 81 ページ外国人のところなんですけれども、今こうやって表にして総数と、それから今回は世帯数も載せていただいています。私は表を見て一番何を知りたいかっていうのは、急に増えてくる人数に対してどのような市としてケアされてるのか、意識を持っておられるのか。それと、一つ一つの国の世帯数がもしわかれば載せていただけたら、そこに関わる子どもたちの姿が見えるかなというふうに思います。

子どもたちに教育を受ける時点で学校教育課とかそういうところでしっかりと把握はされてるかと思うんですけれども、一市民として見るときに、やっぱりそこをちょっと、まず先に来ている住民として市民として外国人市民としてその辺のところを意識を持ちたいなという思いで、ちょっと伝えます。特にネパールなんかは、今年度 196 人も増えているということで、5 倍ですよ。前年度に比べたらもう 5 倍です。それはどういう何かが多分あるかと思うんです、こんなに急に増えるということは。だからその辺もちょっと把握されているのであれば、どういう経緯で多くなるのかっていうところを教えてください。

(会長)

78 ページの下の方の表の数字についてですけれども、どうでしょうか。

(子ども家庭相談室長)

78 ページの児童虐待相談件数の方なんですけれども、左の方が国全体ということで、それぞれ各都道府県に児童相談所がございますので、そちらで対応した件数ということになっております。真ん中の奈良の方になるんですけれども、こちらは奈良県内、児童相談所が 2 ヶ所ございます。中央と大和高田です。今後、奈良市の児童相談所、そちらの方も出てくるかと思っております。

右端の県下市町村ということで、市町村の方が数字が大きいというところにつきましては、通告や連絡先の第一次的な部分っていうのが市町村になっておりますので、どうしてもちょっとこちらの方が多くなっているというような現状になっております。

(委員)

県の把握の仕方と、市町村の把握の仕方が違うということですか。そういうふうには理解したらいいんですか。

(子ども家庭相談室長)

はい、引き続きお答えいたします。通告先、連絡先の違いというふうになっておりますので、相談とか、虐待とか、そういう兆しがあった時とか、何かありましたら児童相談所にかける方もいらっしゃいますし、あとまた市町村の役場や市役所にかえられる方もいらっしゃいますので、それぞれわかれているというような状況です。

(会長)

ちょっとわかりにくいですね。注釈などをちょっと説明した方がいいかもしれません。今、説明ではわかるんですけど多分、比べてみると戸惑われる方がいるかと思います。注釈があればよいかと思います。

(委員)

最初、書き間違っているのかと思いました。注意事項でいいと思います。

(会長)

80 ページの表ですけれども、各国籍別の世帯数があったらいいんじゃないかという点と、急増への対応がなされているのかといったご質問だったと思います。

(企画政策課長)

まず世帯の方を各国籍別にというところについては来年度に検討してまいりたいと思います。

また急激に、ネパールの方ですね、確かに前年比 196 人増えてるっていうところなんですけど、令和 4 年度、こちらの方を相談業務の方を委託させていただいてる中でもネパールの方の相談の件数っていうのはかなり多くございまして、またその中でもご相談内容が日本語を勉強したいっていうのもたくさんございますので、必ずしもこのネパールの方、全てが日本語の勉強、留学目的に来られたかどうかというのまでは、申し訳ないですが、全て把握はできてないんですけれども、日本語学びに来られた方、それが目的である方もたくさんいらっしゃると思います。以上です。

(委員)

ネパールの 196 名というのは、これはほとんど留学生です。既に 2 年コース、昨年 3 月の時点ではまだ留学生が 1 人も入ってこなかった。コロナの関係で、ただ昨年の 5 月過ぎてからかなり大量に 50 名、100 名とどんどん入ってこられた。

私どもの学校が大和高田にあるんですけども、橿原市内でも 60 名ぐらいは来ています。もう一つ八木北側に日本語学校があります。そこも 100 名ぐらいいると思います。そういう形で、ネパールの方がすごく日本に留学したいっていう人が多い。だから来年の 4 月もこれぐらいの人数で多分来ます。

(委員)

ではそのケアについては、交流センターの方がしっかりした把握されてるようなので、その辺のケアとか、やっぱり留学ですから、もちろん学びで来られたので、周期的には2年になったらまた人も変わる。

(委員)

そうですね、2年周期で終わりますから。

(委員)

家庭で来られるんですか、留学の中でもいろんなケースがあると思うんですけど、家庭を持って来られる？

(委員)

単独です。

(会長)

背景を確認して支援するということですね。その他いかがでしょうか。

(委員)

同和問題ですが、差別を受ける何の根拠もないですよ。それなのに差別されてるわけですね。しかもこんなインターネットの場合でもですね、そんなインターネットに書き込みで、差別するとか、インターネットみたいなもの、こしらえるからあかんのですわ、初めから。前の審議会でも私言ったと思うんですけど、インターネットなくしてしまえと。書き込みさすんやったら、とんでもない高い料金を取ったらいんです。そのぐらいしないと、インターネットの書き込みは収まらないと思うんです。簡単にネットに書き込んでいじめをする、何の根拠もないのにいじめるっていうのはね、とんでもないことですね。

もう一つですけど、これも資料に載ってなかったんですけど、これも人権に関わることです。聴覚障がい者、耳が聞こえない、十分会話ができない、その人たちに詐欺行為で商品売り込んだりやってるんです。これがかかりの数がありまして、調査しきれない。何でかっていうと、その被害者の方がどこへ相談にしていないからわからないという現状をわかりきってそういう悪いことしてるんです。障がい者を騙すなんてのは、私はとんでもないことだと思うんですよ。もちろん健常者を騙してもいかんですよ。でも騙すっていうことはとんでもないことですけど、耳の聞こえない人やましてねそりゃもう人間のすることじゃないと思うんですよ。

それでね、もっとね、こういう事案に関しては、インターネットの書き込みも含めてもっと罰を強くせなあかんと思うんで。そこはもうね、行政も極力上の方へ働きかけて、もっとそういう事案に関しては厳しくせいって言ってほしいんです。以上です。

(会長)

ありがとうございました。心のこもったご意見をお聞かせいただきました。

(委員)

檀原市議会議員を務めております。私自身は檀原市役所の職員を22年間務めてまいりまして、入庁当時に同和对策部の地区改良事務所に配属され5年間の勤務をさせていただきました。そのことをきっかけに、檀原人権ネットワークの皆さん方や、人権教育推進協議会の活動を共にさせていただきながら、

地域の人権について学んできた。そういったことをですね市議会の場を通じてこういうふうにしていく、そのような役割をいただいたことを大変光栄に思っています。先ほどから先生方のお話にもございましたけれども、昨年の12月の檀原市議会の一般質問の中で約1時間にわたってインクルーシブな社会を実現していくそのための特別支援教育をというふうな議題について議論をさせていただいたところです。

実は私、子どもが小・中学生、高校生というようなこともありまして、奈良県のPTA協議会や檀原市のPTA連合会、地元の中学校のPTAの役員の方々と共に子どもの人権や学校における障がい児教育についての保護者の方からの切なる声をたくさんお聞きをいたしまして、今まで行動を共にしてきました檀原市の教職員組合の皆さんと共に今、学校現場で行われている特別支援教育がです、大変な危機にさらされているんだというふうな点について問題提起をさせていただいたところです。

一昨年国連の障害者権利委員会はです、文科省が出しました障がいのある子どもが学校現場で切り分けしているとそういった趣旨の通知に対して日本政府に撤回する要請をしたということが先ほどもお話ありましたが、その際にそれに加えてです、障がい者の保護者の皆様方が、大阪弁護士会ですこれについては子どもに対する人権侵害であるというふうなことから、人権救済の申し立てを行ったというふうなことでございます。私自身も、子どもの権利をいかに守っていくのか、子どもの人権をどのように大切にしていくのかということが必要、求められているものだというふうに感じています。事業実施計画の64ページではです、子ども人権フォーラム事業費というふうなことから、子どもの人権に対する課題とその取り組みについて整理されておりますけれども、子どもの人権を守るための事業のより一層の充実を求めて、意見とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。事業実施計画についても、もう少し具体的な焦点を当てていただくような表現でもいいかなというふうに思います。

(委員)

時間のこともあるので、問題提起だけさせていただきたいと思っております。各委員の方にも考えてほしいし、同席されてる行政の方々にも考えてほしいですけれども、一体この人権審議会は何をしているところかということですね。この資料の後ろに、人権審議会規則がありまして、審議する重要事項について書いてあります。それは何かというと、今は、2023年10月で年度途中ですね。そして今日のこの報告を見ると檀原市人権施策に関する事業実施報告および事業実施計画と書いてあるんですね。これはだからいつの事業報告なのか、そしてこれから事業計画を立てるとすると、いつの計画を立てるのか、そしてここで議論していることは、これまでされてきた事業を見て、審議委員は審議委員の範囲内です、私達の意見は正しいとは限りませんので、それを読んで、この事業は良かったもっとやってほしいと、それからどういう考えでそういう事業やっているのかというような意見を言って、次の事業計画を立てていこうということを話し合い、この審議会では一部そこに物申したり、提案をするのですけれども、この審議会は何回行われて、なぜこの時期に開催されるのかということですね。ここで報告されている計画、これも報告および計画と書いてあります。これを読むと、このようにやってきたと書いてありますけど、日にちは書いてないですね。そして、評価を書いてあってABCDと、先程あったように、Dはもうやらない、あとはもういろいろ評価して、来年やるかやらないかということもある程度想定できますね。

最初に議論しましたように初めのページのところに書いてある主な取り組みの概要というのは、概要ではなくて、基本的な視点です。重要な。それを例えば私は一つ、国連の勧告を提起したわけです。

そうすると、来年度からは、ここで出た意見が、なるほどという説得力があって、行政の人も、私達だったら今できるということであれば、そういう方向に少し動いていこうということですね。書かれたことが実を結んでいくということです。あるいは、これはもう無駄だ、おかしいじゃないかということなら、もう止めようとなる。いろいろな意見があるから簡単にはまとまらないかもしれないけども、それが市民を含めて、議論をやり取りしていくということをしているのですね。人権審議会はこういうことでやっているから、人権審議会の名簿を掲示しておくので、見たい人があったら市民の人も、見て意見を言ってもいいんだということでもいいわけですね。

結局簡単にまとめるとですね、この人権審議会の役割とは何なのか、私は例えばどういう意見を言えばいいのか、最初に少し障がい者問題についてこれがどういうふうに具体的な施策に反映するのかしないのか。

それは今度は私が言ってるのとすぐやれと私は望んでますけれども、行政の人はそれは法律ではちょっとおかしいとか、あるいはすぐはできないので予算を見直すとか、そういう言い方に変えてくれたらいいですよ。そういうふうにも実質的に、ここで意見がいろいろ述べられていることが施策に生かされていくということが必要なんですね。そういうことが本当に機能しているのかというようなことを、この審議会の開催日時とか、それからこの報告および計画するのはどういう意味なのかとか、そういうことも含めてね、ご検討いただきたいと思います。

(会長)

法律的な審議会の存在意義ですね。ちょっと時間のこともあるので、次の委員のご意見を聞いて、それで話をまとめたいと思います。

(委員)

全体に関わることをおっしゃったと思うんですけども、私はまず外国人という部分で責任を持って発言しないといけないなという思いでいつも来ています。22 ページで、実は私も担当課が三つの担当課が企画をして、2019 年を最後にコロナで理由はコロナなんですけれども、できてないんですね。次の計画を見たら、廃止または休止になってるんです。コロナが理由であれば、なされていくかなと思うので、その辺の途中経過なり、それから私は三つの担当課が合同でやることの意義を言ってきたと思うんですけども、それに関わった人たちを本当に集めてね、今の事情の説明とか、そういう実際にやった出来事よりも、やるまでの過程が一番大事だと思うんですね。

そこをずっと私は今まで、2019 年にやられたときもお話したと思うんですけど、その会議を重ねたことの重要性を私は大事だと思ってるので、廃止にしろ、それから、今後にしろ、この事業について、もう少し真摯に関わってきた人たちに対しての説明なり、それから市としての今の考えなりを、やっぱり報告すべきっていうふうに思っています。廃止または中止でいっぺんに決めてしまうのではなくて、やってほしいなと思います。

(会長)

ありがとうございました。

人権審議会が報告および計画についての意見を述べるということが求められているのかなとは思っているんですけども、そのあたり人権審議会そもそものところを少し簡単にご説明いただければありがたい、確認になると思います。それと先ほどおっしゃった 22 ページについてもどうでしょうか。

(人権政策課長)

まずこの審議会の役割についてのご質問ですけども、私この人権審議会は非常に大きな貴重な会議だ

と考えております。かたちといたしましては市長の諮問機関というところに具体的になっていくのかなと思っております。ですのでここでは、令和4年度の人権施策に関する施策を行った課が一堂に会しましてその事業について委員の皆様にご報告をさせていただきます、その事業報告をもって、令和6年度以降にどのように方向性をとっていったらいいのかという意見を頂戴する大事な会と理解をさせていただきます。

それと22ページのところで多文化共生事業についてご質問いただいていたと思うんですけども、確かにコロナ禍ということもありましたので数年来おきましてこちらの事業は一旦中止をしておるというところであります。我々として今後も、どのような姿を持ってこの事業を進めていくのか、旧来の進め方でいいのか、また新たな切り口で新たな発信をしていかなければならないのか、媒体はどのようなのか、そこらも考えながら新たに創造していく必要があるのかなというところで、今のところ大変恐縮ですけども、そちらの方向性がまだ定まっていなかったために、Dという記載にさせていただいているところであります。

(会長)

我々委員の方の多くは何か申し上げたことがどうなるのか興味があって、私も会長させていただいてるのでちょっと気になるかなと思いますけど、どのようにね、反映されていったのか、諮問機関ということなので、市長が質問したことについてお答えしていくということになります。今回市長さんが情報としてはこの報告書にある計画でよろしいかということだったと思います。それを我々が議論していくことになります。そうした中で、今回、方向を変えるところとか、あるいは付け加えたことをそういう明確化していくことができたというようなことかなと思います。一旦こういう形で足元を見直しとていうのはとても大事なことでないかと思えます。

資料が様々な側面に渡っているというところで、全ての側面について検討できたかどうかは少し心もとないところもあるんですけども、今回かなり包括的なお話も、本質的なお話も色々ありましたし、議事録で大事な点は残していくということにポイントがあったのではいかと思えます。

委員すべての方にお話がいただく機会がなかったのは恐縮です。また今後とも引き続きよろしくお願い致します。

時間になりましたので、残りの時間は報告ということにさせていただいて、今日のところは宿題がいくつつかありますけれども、それを意識してですね、今日の審議は終わりにしたいと思えます。どうしてもという方がいらしたら何かお伺いしますけれども。よろしいですか。

そうしましたら、次の報告の方に入っていきたいと思えます。それでは事務局からお願いします。

(事務局)

【問い合わせ事象について説明】

(会長)

ありがとうございました。ただ今の報告について、質問とかご意見があれば。

(委員)

教えてください。今になってもこういうことが現実にあるということで、ちょっとびっくりしております。またこれは我々のいろんな機会で行っていきたくと思えますけども、相手方とのやり取りは、それ以後もあったのか、または相手の側の行政の人との連絡、やり取りはあったのかどうか、ちょっと教えていただけたらいいです。

(事務局)

はい今のご質問に関してです。7月27日に1回目の問い合わせがありました。その際に携帯電話の番号とお名前を聞いておりました。この方、不動産を営んでいるというふうに名乗って問い合わせをされてきたということがありますので、本当に不動産業の方がそんなことするのかということで、7月31日にこちらからもう一度電話させていただいております。それが2回目になります。その際に不動産業を営んでる事は否定されました。ただ不動産業を営んでるから営んでいないから関係なしに、差別問い合わせってというのはしてもらっては困りますということで啓発をさせてもらっております。その方との連絡は、7月27日と7月31日に2回させていただいております。以上になります。

(会長)

はい、ありがとうございますこの書類に書いてある通りですね。

(委員)

その方の住んでいる地域の行政の方との連絡はないですか？

(事務局)

その方の情報は、携帯電話の番号と、その人が名乗った名前のみということになっております。不動産業を大阪で営んでいるということは本人が言うておりました。ただ、携帯電話の番号ですので、本当に大阪なのかどうかわからない、名前も偽名かもわからないというところがありましたので、奈良県内では解放同盟とか奈良県とか、そういった関係団体に報告させていただきました。

あと、それと同時に、大阪府の不動産業の協会の方にこういう不動産業を騙る方といいますか、不動産業を営んでると名乗る者からの問い合わせがありましたということで、今後の啓発にこういう事例があったということを使っただきたいということで連絡をさせていただきました。以上であります。

(委員)

奈良県はどういうふうに言っていましたか。

(事務局)

奈良県には報告をした際に、啓発の仕方はこれでいいということで聞いております。報告した際に、問い合わせ、どういう内容、どういう対応したかということの聞き取りは県の方からされております。それで結果として、対応はこれでいいということで聞いております。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは、事務局、報告の2件目をお願いします。

(人権政策課長)

【橿原市ふれあいセンター条例の一部改正について説明】

(会長)

はい、ありがとうございました。皆さん何かご意見等がありますか。

(委員)

先ほど意見を申し上げましたが、少しだけお時間いただければと思います。

報告事項の1点目の同和地区の問い合わせの差別事象ですけども、人権政策課を中心に議論いただければと思いますが、同和地区の問い合わせがあって、市側が「そのような質問には答えられない」が一つと、「差別を助長する行為である」というのと、大きく分けてこの二つあったように思います。二つ目の「差別を助長する行為」はもちろんですけど、一つ目の「そのような質問には答えられない」という回答には私個人的に違和感を持っています。というのは、「同和」という日本語は、ご存じのように、「差別をなくす」という意味合いです。檀原市内の自治会には、古くからの旧家や農家が多い地域、開発住宅地に見られるサラリーマンなどの勤め人が多い地域、商業地域など、いろいろな特色があり、その中で地域に合った行政サービスを展開しなければならないのは言うまでもありません。そういった意味からも、「同和という名前の地区はない」と答えた方がいいんじゃないかなと考えます。「すべての市民が住みやすい檀原市となるよう住民サービスに努めているので特定する地域はありません」など、人権政策課の方で対処方法について議論を進めていただければ幸いです。以上です。

(人権政策課長)

委員おっしゃいましたように、同和地区として我々が認識していること自体がおかしいということも確かに本当に言えるのかなと思います。ですから檀原市ではもう「そういう概念がありません」というふうに答えるということも本当にあるべき姿なのかなと思っております。今後、我々の人権政策課におきましてもそのような切り口も含めまして、差別事象について向き合っていけたらと思っております。

(委員)

教えてください。もし隣保館っていうかコミュニティセンターを私も一つの団体を持っておりますので、在日外国人の子どもたちを集めて何かやりたいという時にそこを使用しようと思ったら、申し込みの用紙とかあるんですよね、その用紙に記入しないといけない部分を記入して、その後検討されるということですか。それが、初めから決める何かがあるのか、今ご説明を受けたんですけども、用紙を書いて検討された後、結果を聞くのか、ちょっとその辺、ちょっと不明だったので教えてください。

(人権政策課長)

まずコミュニティセンターの利用に関しましては、ぜひ本当に多くの方に利用していただけたらなということで、門戸を閉ざすということは一切ございません。

そして今回の有料でやるのか、手数料条例ということで手数料を頂戴するのか、減免対応になるのかというところですが、誰が使用するというのではなくてコミュニティセンターをどのような目的で利用するのかというところで、特定できたらなというふうに思っております。ですので今回におきましてはまず使用の申請を出していただくところで、当然目的の方を書いていただくということになります。そこで職員の方と話をさせていただきましたしましてコミュニティセンターの施設の趣旨に合う利用の仕方なということで判別させていただきましたならば当然のごとく、どのような団体であっても減免の対象になると。ただ、これはプライベートの利用の仕方だなということで、その申請書において判別させていただいたときには使用料の方ですね、いただくということになろうかと思っております。

(会長)

具体的手続きはまた、皆さんに開示されるわけですね。

(人権政策課長)

手続きについては皆さんの方に丁寧に周知をしていきたいと思っております。

(委員)

私も同和地区の問い合わせについて、先に発言された委員と全く同じ意見でして、「そのような質問に答えられない」というふうに答えたことが少し引っ掛かりを持ちました。答えられないというのは、答えることができない答えがあるけれども伝えることができないというふうな言葉の印象を持ったんですけれども、そのような質問があれば、例えば「そのような質問については受け付けない」もしくは「質問として認めない」というふうなですね、毅然とした表現があればというふうに思ったところです。また課内の方でご議論いただければと思います。それだけです。

(会長)

事務局どうですか。

(事務局)

はい検討します。

(会長)

またご検討いただけるということです。私の議事の進行で、少し時間が過ぎてしまいました。本日の審議が終了いたしましたので、司会のほうにマイクを返したいと思います。

(司会)

皆様、慎重な審議にご協力頂き、ありがとうございました。会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見ありがとうございました。本日ご審議いただきました会議録につきましては、後日、事務局でまとめまして委員の方全員にお送りいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。この会議録につきましても檀原市ホームページで公開予定をしております。

それでは、本日の人権審議会は、これで閉会といたします。ありがとうございました。